（船員保険法施行規則の一部改正）

第三条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第八号ノ三の次に次の一号を加える。

八ノ四　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第一号ノ医療費ノ支給

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第一号の医療費の支給

第二十七条の十二第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第四条第一号の医療費の支給

（介護保険法施行規則の一部改正）

第五条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第五号の次に次の一号を加える。

五の二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第一号の医療費の支給

第九十八条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第四条第一号の医療費の支給

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第一号の医療費の支給

第六十一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第四条第一号の医療費の支給

告示

○財務省告示第三百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月四日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法

イ　価格競争入札発行　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

ロ　非競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二兆二千百二十六億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三十二億六千五百万円

六　発行額

イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千八百二十八億円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百五十五億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二兆二千百三十七億千五百二十万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三十二億六千六百六十三万二千五百円

ホ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　千八百二十八億九千百四十万円

ヘ　非競争入札発行　百五十五億七百七十五万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年十一月十六日

十一　発行価格　額面金額百円につき百円四銭五厘以上のそれぞれの応募価格

十二　利率　年〇・三パーセント

十三　経過利子の払込み　(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{365}$$